

令和5年7月25日

〒451-0045

名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー18階

株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和5年6月1日、改正消費者契約法が施行され、消費者契約法12条の3が新設されました。

当団体からの令和2年2月18日付申入書の通り、同日時点の貴社の挙式・披露宴約款は、消費者契約法8条1項、同法9条、同法10条に違反しているものと考えられます。貴社は、当団体からの申入れを一部認め、同約款の一部修正を行う旨回答を行いました。その一方で、今日までその内容の開示を一切拒んでいます。

このような貴社の対応からすれば、貴社が同約款を修正したこと自体疑問が残るといえ、貴社は、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約法8条から10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるといえます。

つきましては、消費者契約法12条の3に基づいて、貴社が本書到達時点で使用している挙式・披露宴約款の開示をするよう申し入れます。

敬具